

新旧対照表

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

新		旧	
(容積率の特例に係る許可の申請書の添付図書等)		(容積率の特例に係る許可の申請書の添付図書等)	
第2条 省令第52条第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図面その他知事が必要と認める図書又は書面とする。		第2条 省令第52条第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図面その他知事が必要と認める図書又は書面とする。	
図面の種類	明示すべき事項	図面の種類	明示すべき事項
(略)	(略)	(略)	(略)
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備（建築基準法第2条第9号の2ロ、 <a href="#">第21条第2項</a> 、第27条第1項、第53条第3項第1号イ及び <a href="#">第61条第1項</a> に規定する防火設備をいう。）の位置並びに延焼のおそれのある部分（同法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。）の外壁の構造	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び防火設備（建築基準法第2条第9号の2ロ、 <a href="#">第21条第2項第2号</a> 、第27条第1項、第53条第3項第1号イ及び <a href="#">第61条</a> に規定する防火設備をいう。）の位置並びに延焼のおそれのある部分（同法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。以下同じ。）の外壁の構造
(略)	(略)	(略)	(略)